



政治倫理の確立のための岡山市長の資産等の公開に関する条例 に基づく資産等報告書の訂正についてお知らせします

政治倫理の確立のための岡山市長の資産等の公開に関する条例に基づき提出された市長の資産等報告書について、情報公開室において閲覧に供している内容を訂正しましたのでお知らせします。

1 訂正後の閲覧開始日時

令和8年5月18日(月)8時30分

2 場 所

岡山市総務局総務部行政事務管理課 情報公開室(岡山市役所本庁舎2階)

3 閲覧に供する報告書の訂正箇所とその理由

(訂正箇所)

令和8年3月18日公開の資産等報告書(任期開始日である令和7年10月9日において有する資産等)のうち、「1 土地」「3 建物」の各筆の固定資産税課税標準額欄と摘要欄

(訂正理由)

報告書作成時点において新築のため課税標準額が不明であったが、その後確定したことによる。

【問い合わせ先】

岡山市 秘書課 服部 直通086-803-1023 内線3310